

## これまでの御議論

### 【福祉型の信託】

#### ①福祉型の信託とは

- 福祉型の信託は、高齢社会における要保護者が財産管理のために用いる民事信託・個人信託ではないか。その特徴として個別的対応が必要となること、受託財産額が少額である場合が多いこと、収支のバランスという信託業の要件からはずれるという点が挙げられるのではないか。
- 福祉型の信託は、高齢者や障害者の財産の管理を行うためのスキームとして活用される信託ではないか。
- 福祉型の信託の定義ははっきりしないが、個人信託のうち、端的に高齢者および障害者の財産を保全する目的で設定される信託であり、融資等の商行為を伴わず、高齢者、障害者の死亡により終了するものと考えられるのではないか。
- 福祉型の信託は耳障りのいい言葉で誰も反対しないだろうが、概念が共有されていないのではないか。
- 福祉型の信託を特定するのは難しいのではないか。

#### ②福祉型の信託に対するニーズ

- 高齢者や障害者など要保護者の財産管理の基盤が日本では十分でないので、財産の安全な管理・保全と適切な給付・使用を確保するために信託を用いるニーズがあるのではないか。
- 現在、各地域における社会福祉協議会が権利擁護事業として、権利証の保管等財産保全サービスと、公共料金等の日々の支払代行サービスを行っており、信託・後見の議論は、このようなサービスを更に充実させていくものではないか。
- 高齢者や障害者の財産管理の方法として後見制度も存在するが、後見制度は判断能力の減退がない場合は利用できず、また、高齢者や障害者自身による財産処分可能性がある場合には、十分な対応ができないことがある。
- 福祉型の信託は、成年後見の限界を補充するものであり、また、成年後見と併用されることにより、後見人と受託者が身上監護と財産管理を役割分担することが可能になるのではないか。
- 福祉型の信託の利用が、成年後見の潜脱とされないように後見の代替として用いられる福祉型の信託と後見制度の関係を法的に整理する必要があるのではないか。

## 【福祉型の信託に対する規律についての考え方】

- 福祉型の信託等については、従来の信託業法が前提としている事業として成り立つ信託業とは異なるので、新たな信託業の類型を認め、新たな規律を設ける必要あるのではないか。
- 各論者の福祉型の信託の概念は共通性が高いが、福祉型の信託の概念は広く、類型化する必要があるのではないか。そして、ある類型のものについては規制を緩和して新たな参入を促し、別の類型のものについては厳しい受託者責任を課す等の対応が必要になるのではないか。  
類型化の基準として、金額や期間なども考えられるが、いかなる基準が適切なのか、また具体的にどのような類型にどのような規律を設けるべきか、今後検討する必要があるのではないか。
- 福祉型の信託を管理型の信託の中に捉え、金額・期間などを基準に一定のものについては異なる規律を適用することができるのではないか。
- 信託の利用方法は様々であり、福祉型の信託を一律に議論すべきではない。類型化においては、金額・期間も判断要素にはなるかもしれないが、単純に金額・期間で区分するのは難しいのではないか。  
弁護士はきちんとした資格をもった者であり、弁護士会において懲戒制度が整備されているので、受託しているのが弁護士か否かで判断することができるのではないか。そして、弁護士が受託する場合、信託業法の適用除外とすべきではないか。
- 福祉型の信託の中にも、事業として成り立ちえてビジネス・チャンスとなりうる類型のものと、どうしても事業として成り立ちえない類型のものがある。後者については信託業法が邪魔しないようにする必要があるのではないか。
- 福祉型の信託の中で類型化という意見があるのはわかるが、同じ商品の中でも受託金額は区々であり、また、少額であっても高齢者にとってはなけなしの財産であることが多いので、受託財産の多寡を基準に規律のあり方を論じるのは難しいのではないか。福祉型の信託であっても、高齢者の財産を守るためには厳しい規制が必要なのではないか。
- 福祉型信託に求められるものは、分別管理、ファイアーウォール、内部監査等の十全な組織体制と財政的基盤、これらを担保できる営業体制ではないか。そして、これらの完備を監督当局による監督・検査により制度的に保障することが重要なのではないか。
- 福祉型の信託について新たな担い手の参入が必要としても、受益者が高齢者・障害者であるなら社会的保護が必要であり、適切な参入基準・行為規範・監督が必要ではないか。

## 【福祉型の信託の担い手の現状】

- 福祉型の信託の受託者には身上監護的配慮が求められるが、実際問題としては不可能ではないかと思われ、信託銀行や信託会社の多くは分配の裁量を持つのを嫌がるため、信託銀行・信託会社にも引き続き努力が必要だが、新たな担い手も必要ではないか。
- 信託銀行は、金銭の信託が基本であって、小規模不動産の管理信託を引き受けず、信託会社も小規模不動産の管理信託を受託する者はきわめて少ないのが現状ではないか。
- 福祉型の信託の受託については、経営を支えることのできるような十分な信託報酬が期待できないので、事業会社が受託するのは難しいのではないか。
- 信託銀行は、福祉の専門家ではなく、身上監護や身分行為を伴う信託を取り扱えないので、新たな担い手が参入することは信託制度の発展のために良いことではないか。
- 信託銀行、信託会社の一部が信託と後見とを連携させた信託商品を受託しているので、その動向を注視していくことが必要ではないか。
- 信託会社として、任意後見や障害者のための信託も受託しており、少額であるからということで受託を断ったことはない。

## 【新たな担い手に対する規制・監督のあり方】

### ① 参入規制

- 財政基盤、受託の継続性・安定性の点から、法人受託者に限られるべきではないか。
- 収支のバランスという要件が満たされず、身上配慮義務が課されることから、成年後見業務を担っている社団法人リーガルサポートのような公益法人や遺言業務を担おうとする弁護士会が設立しようとしている NPO 法人などを想定することができるのではないか。
- 地域福祉権利擁護事業を行っているような社会福祉法人がもう少し能力を高めていって福祉型信託の分野に参入していくことも一つの選択肢ではないか。
- 弁護士が個人で受託するよりも、社会福祉協議会などがもっと低い費用で担っていく方向で考えるべきではないか。
- 各法人が福祉型の信託の受託能力を有しているのか別途議論する必要があるだろう。
- 弁護士は、高齢者・障害者の権利擁護の活動を行っており、弁護士が受託者となることでより一層きめ細かい支援ができるようになるので、弁護士による受託を認める必要があるのではないか。

- 福祉型の信託については、信託専門事業者の経営を支えるほどの信託報酬は期待できないのではないか。
- 永続性や受託者としての責任の重さから期間・内容などについて限定されるとしても、弁護士個人による受託を認めるべき分野があるのではないか。
- 財政的基盤の問題等をクリアした上で、弁護士にも是非福祉型の信託の分野で活躍してもらいたい。

## ② 財産的基盤

- 福祉型の信託は、高齢者や障害者のなけなしの財産を預るのだから、十分な財産的基盤ある者のみが受託者となるべきではないか。
- 受託者責任を果たすためには（例えば、信託財産の名義人として工作物責任等を負うこともあるし、オペレーショナルリスク等にも対応することが必要）、受託者の属性に関わらず一定の財産的基盤が必要ではないか。
- 福祉型の信託であっても、受託者の行う業務は管理型に限られず、運用・処分まで含まれるのではないか。
- 財産管理目的の信託であっても、インフレが非常に激しい局面など、受託者としての義務を果たすために一定の運用が必要になるのではないか。
- 財産的基盤として資本金要件や純資産要件まで求めなくとも、保証金やボンドを積むことは必要ではないか。
- 財産的基盤は必要だが、供託や保険では事故が起こった場合の受益者の保護として十分ではない。公的機関・公的存在が何についてどのように手を差し伸べていけるか、という問題に帰着するのではないか。
- 弁護士が受託する場合、弁護士は運用のプロではなく、管理型の信託業務のみを行うので、運用による損失等のおそれはない。業務の内容は成年後見実務の延長にあるものである。責任賠償保険への加入により万一の事故が起きても担保されるので、それ以外の財産的基盤は必要ないのではないか。
- 弁護士にとって信託業は業務の中心ではなく、他の法律事務に付随する業務・ボランティア的に引き受ける業務に過ぎず、重い財産基盤要件を課されると受託する人がいなくなってしまうのではないか。但し、弁護士会としての保険の加入など、一定の対応は可能かもしれない。

## ③ 監督

- 受託を安定的に継続するためには、財政的基盤、内部管理体制、継続的な営業体制の確保と、金融庁の監督という行政的保障が必要ではないか。
- 弁護士自治があるから弁護士は信託業法の対象外という議論には違和感を覚え

る。

- 弁護士の不祥事件は、倫理の欠如でなく経済的困窮が原因と思われるので、弁護士会内で監督を行うためには、弁護士会による各弁護士の財産状況調査等ドラステックな制度の採用が必要となるのではないか。
- 金融庁のみで適切な監督を行うことができるのかわからないが、福祉型の信託の受託者についても、金融庁その他の監督当局による監督が必要ではないか。
- 弁護士会による監督体制を充実させれば、弁護士自治があり懲戒制度等が整備されているので、当局による監督は不要ではないか。後見と同様に裁判所による個別の監督はありうるかもしれない。

## 【今後の議論のあり方】

- 金融は社会インフラであるので、財産管理のための信託について金融審議会においてじっくり議論することが必要ではないか。
- 金融は社会インフラであるが、金融として議論するのは手順を踏んでからではないか。
- 信託業法は事業者法であり、対象となる信託業は事業として成り立つことが前提となっている。福祉型の信託の議論は、公益信託について議論する際に、一緒に議論すべき問題ではないか。
- 信託法において受託者責任が任意法規化され、裁判所の一般的関与も排除されてしまっているが、民事信託・個人信託の活用を促進するためには、受益者保護のためのセーフガードや裁判所の後見的機能が必要なのではないか。